

第 1 1 号議案

東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(新城市税条例の一部改正)

第 1 条 新城市税条例（平成 1 7 年新城市条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 7 条の 2 第 1 項第 1 号中「市」を「東三河広域連合」に改める。

(新城市手数料条例の一部改正)

第 2 条 新城市手数料条例（平成 1 7 年新城市条例第 9 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 6 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事務の項を削る。

(新城市介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例等の廃止)

第 3 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 新城市介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 7 8 号）
- (2) 新城市介護保険条例（平成 1 7 年新城市条例第 1 4 4 号）
- (3) 新城市介護保険事業運営協議会条例（平成 2 4 年新城市条例第 4 4 号）
- (4) 新城市高齢者保健福祉計画策定委員会条例（平成 2 4 年新城市条例第 4 5 号）
- (5) 新城市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例（平成 2 5 年新城市条例第 1 3 号）
- (6) 新城市指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年新城市条例第 5 9 号）
- (7) 新城市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 2 6 年新城市条

例第60号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(新城市介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 第3条第1号の規定による新城市介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の廃止の際現に新城市介護給付費準備基金に属していた積立金は、これを平成30年度の新城市一般会計で受け入れるものとする。
(新城市介護保険条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 第3条第2号の規定による新城市介護保険条例の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う経過措置)
- 4 東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴い廃止することとなる新城市介護保険事業特別会計の平成29年度に係る収入、支出及び決算については、なお従前の例による。この場合において、同年度の決算上剰余を生じたときは、これを平成30年度の新城市一般会計で受け入れるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成30年6月1日以後において、次に掲げる債権債務があるときは、当該債権債務の全てを東三河広域連合に引き継ぐものとする。
 - (1) 介護保険料に関する債権債務
 - (2) 公費負担精算に関する債権債務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる債権債務
(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 6 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。
別表高齢者保健福祉計画策定委員会委員の項、介護保険事業運営協議会委員の項及び介護認定審査会委員の項を削る。

理 由

この案を提出するのは、東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴い、規定を整備するため必要があるからである。